

【一般社団法人萩物産協会 定款】

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人萩物産協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県萩市大字椿字鹿背ヶ坂1258番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、萩市及び周辺地域において企画、開発または生産される物産(以下「物産」という。)の紹介・宣伝・あっせん等により販路の拡大を図り、地域産業の振興に寄与し、併せて観光情報等を提供することにより地域経済の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 物産の紹介、宣伝、あっせん及び販路開拓に関する事業
 - (2) 製品品質の向上及び新製品開発等の情報収集に関する事業
 - (3) 観光情報等及びふれあい交流の場の提供に関する事業
 - (4) 特産品及び農産物等の生産・販売に関する事業
 - (5) 飲食等のサービス及び地産地消に関する事業
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業については、山口県において行う。

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、正会員、賛助会員とする。正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会する個人又は団体とする。

3 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体及びその構成員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 団体たる会員にあっては、団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1名の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届けなければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに理事会において別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を納入する義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2)総正会員が同意したとき。
- (3)会員が死亡し、又は解散したとき。

(拠出金の不返還)

第11条 退会または資格喪失し、もしくは除名された会員がすでに納入した会費その他の拠出金は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 正会員は、代理人による議決権の行使をすることができる。

3 前項の場合には、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を事務局へ提出、又は当該書面に代えて、電磁的方法により代理権を授与することができる。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから総会において選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上10名以内
- (2)監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、専務理事を1名とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬の額は、総会において定める総額の範囲内で、理事会の決議によって定める。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第38条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、駅長及び所要の職員を置く。

3 駅長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は大嶋宏史、専務理事は松本和之とする。
- 4 この変更定款は、令和8年6月12日開催の定時総会の決議により、同日から施行する。